

# 論壇

## 薬剤師の職能について思うこと

東京大学医学部附属病院薬剤部

土屋文人

薬剤識別は薬品情報室において最も頻度の高い問い合わせである。これらの問い合わせに対応するための資料として、医薬品識別コード一覧（日本病院薬剤師会編、薬事日報社）をはじめとした成書が出版されている。これらは薬剤師あるいは医師を対象として出版されているのであるが、最近、東京新聞（2月6日付夕刊）は「投薬の中身分かります—薬漬け“自衛”トラの巻」というタイトルで、愛知県の薬剤師が出版した「医者からもらった薬のわかる本」という書籍について報じていた。マスコミの常であるが、そこではこのような本が出版されることについての賛否両論が展開されていた。しかし、何冊もの同様の成書が既に出版されている状況の下では、このような議論はあまり意味がないと私は思う。そもそも本を出版するということは、その内容はある程度公開された事柄であることを示している。一般に書店で購入可能な出版物は購買層を限定することは事実上できないのである。もし購買層を限定したいのならば、一般的の流通機構にのせないで直販制をとるか、さもなくば非売品として配付するしかないのである。薬剤識別に関する情報が一般大衆に知られることがまずいのであるならば、その種の成書を購入することができないような手を予め打っておかなければならなかったのである。錠剤鑑別事典から数えればこの種の出版物がこの世に出てから10年以上も経過し、しかも複数の成書が市販されている現在、大衆を対象とした出版物がでたからといってそれを批判することはできないと私は思う。しかしこれを機会にといっては言い過ぎかもしれないが、私が薬剤識別と薬剤師の職能について日頃感じていることを記してみたい。

薬剤識別は従来「薬に関することは薬剤師が対応するのが当たり前」という考え方からなのか、とにかく薬剤師の仕事として行われてきた。しかし、薬剤識別に関して次の2点について今一度考

え直してみると必要なのではないだろうか。

(1)薬剤識別の本質とは何か？ (2)薬剤識別と薬剤師との関わりは如何にあるべきか？

以下、私なりの意見を述べたい。そもそも薬剤識別は何のためにあるのであろうか。これには医師が患者の持参した薬品の内容を知る為という意見もあれば、薬剤師が調剤をする際の確認の為という意見もあるであろう。更に患者自身が自分に投与された薬品を知りたい為ということもあるだろう。当然のことながら、医師、薬剤師、患者といふそれぞれの立場によって解釈が異なるのである。しかし、医師と患者は「情報として」薬剤識別を利用したい——つまり識別そのものが職能とは直接的に関与する訳でもなく、またその情報をどうしても得なければならないこともないのである。それに対して、薬剤師の場合には調剤過誤を防ぐという薬剤師の職能に直接関与する位置に「識別情報」が存在するのである。つまりその意味では「識別情報」は不可欠なものであるといえる。確かに今日のように多数の医薬品が存在し、しかも薬剤の白色化が進んでいる現在、薬剤を識別するための情報は絶対必要であろう。しかし情報が必要なことと、薬剤識別を行うこととは全く別であろう。私が言いたいのは、「薬剤師は薬剤識別についての情報には関与する必要があるが、薬剤識別を行う人が薬剤師である必要は全くない」ということなのである。私自身、6年前から薬剤識別用のデータベース開発を手がけてきたし、それなりの成果も修めることができたのである。しかし、開発の目的の一つは、薬剤識別のような問い合わせを薬剤師にしなくてもよいように、いやむしろそのような問い合わせで薬剤師をわざわざすることのないようにすることがあったのである。私の願いは、この世から薬剤識別に関する問い合わせがなくなることである。その日が早く来るようになると、データベースの開発もした

し、出版物の発行の手伝いもしてきたのである。私が薬剤識別の問い合わせをなくしたい理由の一つには、そのようなことは薬剤師の職能とは殆ど関係がないのにもかかわらず、あたかもそれが「薬剤師としての使命」であるかのごとく嬉々として対応する風潮がみられる事もある。しかし主たる理由は、薬剤識別はそもそも医療制度や情報伝達の不備のために生まれた事象——つまり「薬剤識別は現代社会の落とし子」なのであるから、このような状態を甘んじて受けるのではなく、むしろそのような歪を改善するために職能を發揮すべきであると考えるからである。どういうことかというと、このような状況を産み出した背景には、患者の医師不信によるはしご受診に関する問題、医薬分業が確立していないことに関する問題、医師、薬剤師、患者のそれぞれの間の情報伝達が必ずしもうまくいっていないこと等が挙げられる。もし医師不信によるはしご受診がなくなれば、他の医療機関に受診する際には、その時点までの診療内容が必ず付記されるであろう。従ってそれまで患者が服用していた薬剤に関する情報は正しく次の医師に伝達されるようになり、薬剤識別は不要のものとなる。また、医薬分業が確立していたならば、患者は今以上に自分が服用している薬剤について关心をもつようになるであろうし、薬剤師もその情報をどこまで伝えるべきかについて医師ともっとコミュニケーションを図ることになるであろう。患者が自分が服用する薬についての情報を知るようになれば「医師からもらった薬がわかる本」などというものは存在価値がなくなるであろう。

一方そのような状況になれば、医師、薬剤師、患者の間の情報伝達は、その手段の改善も含めて検討されることになる。これまで情報伝達をするのに「紙」を利用してきましたが、これからは「電子的な媒体」が利用されるようになってくるであろう。例えば「ICカード」のような媒体が医療の世界に入ってくると、前述のようなコミュニケーションの補助的役割を果たすことになるであろう。これはそれほど遠い将来でなくとも実現されると思われる。なぜなら現在「健康保険証のICカード化」が実用化に向けて実験中だからである。現段階でも「ICカード」1枚には約8,000文字分の収容能力があり、患者に投与された薬剤

等の情報をこれらのカードの中に記録してしまうことが可能なのである。更に大容量のICカードあるいは光カードというものが出現すれば、たとえOTCであってもその情報をも含めた薬歴でさえ収納可能となるのである。そのような時代となれば、薬品情報室等で医師からの問い合わせとしての薬剤識別をする必要が全くない世の中になるのである。そのような時代が一日も早く来ることを望まずにはいられないでのある。

さてそこで最後に薬剤師の職能について考えてみよう。そもそも職能とは何なのだろうか。広辞苑によれば職能とは「①職業・職務上の能力②職業によって異なる固有の機能」とある。薬剤師の職能という場合などは②をさすと考えられるが、今日のような高度情報化社会においては「職業によって異なる固有の機能」というものを主張することはだんだん難しくなっているのである。「人工知能的機械」が普及してくれば、知識の量を誇ることはできなくなるし、ロボットが出現すれば、技術における専門性を主張することも困難になってくる。即ち今まで職能と主張してきたことを、我々は今一度考えなくてはならない時代に突入したのである。とはいってもこれらを開発する為に要するここ10年程は従来の「職能」を謳歌することはできるであろう。しかし薬剤識別が不要になる日がくるのと同様に、「その日」は確実に来るのである。ある学会でのシンポジウムでは将来無くなる職業の一つに薬剤師が含まれていたのである。技術や情報化が高度に発達することによって現存する職業が消滅することはいっこうに不思議なことではない。薬剤師から技術や知識の蓄積を引き算していく、もし何も残らないならば、そのような時代にそのような職業は不要なのである。もし我々が自信をもって交代できるロボットができたなら、それは社会にとっても好ましいことなのである。我々はそのようなロボットをつくるべく努力をしなくてはならない。もしそのような努力を怠れば、工学的な見地からつくられたロボットが幅をきかせてしまうであろう。我々が自らの職能をかけてロボット化を図ることにより、今まで忘れられていた、いや考えもしなかった新しい職能が発見できるかもしれない。消え去ることを恐れずに、自分達が自信を持って交代できるロボット作りに取り組もうではないか。